

六口ノ

金四百五拾七兩三步

七拾貳人扶持

残 金貳百拾貳兩壹分

八人扶持

江戸・在陣兩役所に於て終年賦、炭・蠟

燭・飛脚賃・時々出役手当、その他一切

の入用

但、右の内、手残を以、場所替・帰府

等の節、手附・手代・家内一同道

中人馬旅籠入用に遣候事

一金五拾五兩

享保十二年御定

内金拾兩

検見入用

御代官検見入用に取

残 金四拾五兩

検見中出役手当・小もの雇賃・わらじ代、

并木錢・米代・紙・蠟燭・人馬賃錢、其

他一式入用

右の通、自分は勿論手附・手代共への手当、支配所の

もの共時々願筋、其外出役入用等取賄候事に候、若疑

敷心得候もの有之候はば、諸弘諸帳面顕露に見せ可申

間、可罷出候、就ては兩國郡中小百姓老若男女、自

分支配中皆我子也、然る上は御代官取置は勿論、其外

難心得事共有之候はば、聊無遠慮自分手元へ罷出可承

事、

(慶應三年カ)代官・宮崎達次郎カ
十二月 県令

丹但九郡

村役人

惣百姓へ

曲直を正し庶民撫育は御代官の役前なれば

世 近

我ちからおよばぬまでもやしなはん

よしあしわけてなびけ民くさ

民の作業ぢやわをふかく思ひ遣りて

わか思ふ心は秋のつゆなれや

野辺の千くさにかかる朝夕

3 土地・貢租

(一) 検地帳

(1) 「長谷村検地帳」 長谷区蔵

(表紙・後筆)

承応二年
検地帳

庄 <small>や</small>	一	屋敷四畝拾貳步	五斗七升貳合	市左衛門
家 <small>のわき</small>	一	上々畠壹畝廿七步	貳斗九合	同 人
同所	一	屋敷三畝九步	四斗貳升九合	喜左衛門
同所	一	屋敷貳畝拾八步	三斗三升八合	左衛門
はな	一	麻畠貳拾四步	壹斗四合	同 人
はな	一	麻畠拾五步	六升五合	又兵衛
同所	一	麻畠拾五步	六升五合	三郎太夫
同所	一	上畠拾貳步	四升	左衛門
同所	一	中畠三歩	九合	同 人
同所	一	下畠九步	貳升壹合	喜右衛門
同所	一	中畠貳拾四步	七升貳合	左衛門
同所	一	中畠拾五步	四升五合	市左衛門
同所	一	下畠三歩	七合	左衛門
同所	一	麻畠貳畝廿四步	三斗六升四合	市左衛門
同所	一	麻畠貳拾壹步	九升壹合	三郎太夫
はな	一	麻畠貳拾四步	壹斗四合	又兵衛

同所	一 麻晶式拾七步	老斗老升七合	喜右衛門
同所	一 上々畠九步	三升三合	同 人
同所	一 屋敷老畝拾貳步	老斗八升貳合	惣左衛門
同所	一 上田老畝拾八步	貳斗八合	又兵衛
同所	一 上々畠老畝拾五步	老斗六升五合	同 人
同所	一 屋敷老畝六步	老斗五升六合	惣左衛門
同所	一 上畠九步	三升	禅門
うへの段	一 屋敷老畝廿老步	貳斗貳升老合	惣作分 七郎右衛門
同所	一 上々畠老畝三步	老斗貳升老合	同 人

(八四〇筆分・中略)

ふじがもと	一 上田五畝三步	六斗六升三合	弥三郎
同所	一 中田六畝廿四步	八斗老升六合	市左衛門
同所	一 中田六畝廿四步	八斗老升六合	七郎右衛門
同所	一 下々田三畝廿四步	三斗八升	善兵衛
同所	一 下々田八畝廿老步	八斗七升	七郎右衛門
同所	一 下々田九畝拾貳步	九斗四升	市左衛門

同所	一 下々田貳畝六步	貳斗貳升	源左衛門
同所	一 上田老畝廿老步	貳斗貳升老合	喜右衛門
	反畝ノ貳拾九町四反五畝廿七步		
	内		
	老石三斗盛		
	屋敷五反貳畝六步		
	分高六石七斗八升六合		
	老石三斗盛		
	麻晶貳反八畝廿老步		
	分高三石七斗三升老合		
	老石四斗盛		
	上々田九町老反八畝六步		
	分高百貳拾八石五斗四升八合		
	老石三斗盛		
	上田七町七反貳畝		
	分高百石三斗六升		
	老石貳斗盛		
	中田五町九反八畝九步		
	分高七拾老石七斗九升六合		
	老石老斗盛		
	下田貳町貳反九畝拾五步		
	分高貳拾五石貳斗四升五合		

老石盛

下々田六反式畝拾八歩

拾石五斗老升七合

麻屋敷

老石老斗盛

分高六石式斗六升

以上

上々畠式反式畝六歩

承応式年

分高式石四斗四升式合

巳ノ卯月十二日

(小出大和守家来)
中条半左衛門

老石盛

上畠式反老畝廿老歩

木島重太夫

九斗盛

中畠六反式畝拾式歩

○正保二年の検地の手直しを承応二年に行なつたもの。

分高式石老斗七升

齋藤庄兵衛

七斗盛

下畠七反八畝廿四歩

分高五石六斗老升六合

五斗盛

下々畠九反九畝九歩

分高五石五斗老升六合

下々畠九反九畝九歩

(表紙)

寛文十一歳

分高合三百六拾三石四斗三升五合

米大豆

城崎郡今森村地詰帳

辛亥三月 日

内

三百三拾式石式斗九合

田方

式拾石七斗九合

畠方

片上土手下
同

一下畑四畝廿老歩

六郎左衛門

一下畑六畝三歩

甚右衛門

(2) 〔今森村地詰帳〕

今森区蔵

世
田畑ノ四拾貳町壹反壹畝拾八歩
近 内

上田七町四反六畝廿壹歩

分米九拾七石七升壹合

中田四町壹反八畝廿七歩

分米五拾石貳斗六升八合

下田貳町貳反七畝拾五歩

分米貳拾五石貳升五合

下々田廿七歩

分米七升貳合

上々畑七反五畝拾貳歩

分米九石八斗貳合

上畑壹町四反拾八歩

分米拾四石六升

中畑六町六反四畝拾八歩

分米五拾三石壹斗六升八合

下畑拾九町三反壹畝廿七歩

分米百拾五石九斗壹升四合

下々畑五畝三歩

分米貳斗四合

分米ノ三百六拾五石五斗八升四合

内 三升四合 茶下に引

残て 三百六拾五石五斗五升 新田共

外

廿四石八斗壹升五合 永荒

拾六石六斗六升三合

亥の年地詰に付毛付に入

高都合四百石三斗六升五合

寛文十一辛亥年

三月日

廣瀬孫之丞

(京極伊勢守家米)
三浦孫兵衛

勝田佐次右衛門

一 屋敷八畝拾貳歩 庄や屋敷免許

右今森村の地詰帳延宝九年酉の四月□日在中火事に付、
於庄屋宅に右の帳致焼失候、就夫帳の儀願申候間御老
中へ申達し先年地改の奉行衆判形取遣候、今度改依申
に奥書如件、

天和四年子五月日 勝田佐次右衛門

山本彦左衛門

(裏表紙)

紙数六拾枚 但上紙共

○寛文八年の京極家移封による検地帳

(二) 新田開発

(1) 〔正法寺新田由来〕 伊原守氏藏

正法寺 百性共(姓)にて御座候、

一 当村分御田地の儀は、野田永井十一ヶ村用水囲の堤

にて御座候処、凡百年近く已前に京都興正寺從 御
門跡様御願被為 遊、新田開発被為成、一ヶ村と相
成、戸牧村の枝郷堂屋敷より戸牧村への道切角井山
の分不残正法寺村分に被為仰付候、御証文左の通に
て御座候、

正法寺阿王あむら新田に被為仰付候御事

一 開立三年御年貢御赦免に被為仰付、四年目より上納

仕候筈に被為仰付候御事、

一 盛は老反に付七分盛、御免は定三ツに御定、御役義
御赦免に被為仰付候御事、

一 水損日損の儀五ヶ一より内は御断申上間敷候、五ヶ
一に上り申候はば御見分被為仰付、皆無の分御引捨
被為成、跡は御定の通三ツ成に御上納仕候筈に被為

仰付候御事、

一 堂屋敷より戸牧村への道切に角井山の分不残新田分

に仰付被下候御事、

一堂屋敷にて候居屋敷五畝十八歩の所并藪腰林に被下、

新田分一ヶ村に被為仰付候御事、

右の条々永代被為仰付被下忝奉存候、仍て如件、

延宝三年乙卯十一月廿六日

(興正寺役人)
和歌山清九郎
橋本長三郎

御奉行様

表書の通相違有間敷者也、

延宝三年卯十二月朔日

(京極甲斐守家来)
猪子三左衛門様

沼田伝左衛門様

種村庄兵衛様

(子)
猪口長兵衛様

石東源五兵衛様

表書連判あり

○この文書には宛先と年月を欠くが、正法寺立村の由来が分かるので取上げた。

(2) 「新田開発許可願」 (但馬信用金庫蔵 田中彦右衛門家旧蔵)

乍恐口上書の覚

一大谷村ほきの下と申所に新田場御座候に付、右に御

断申上候へば被為仰付、即御請仕候御事、

一右の新田場開申候はば、八反程出来可仕と奉存候随

分新田に仕立可申候、成就仕候はば三年の御赦免、

其後壹反に付七斗守、(盛)御免は三ツに被為仰付可被下

候、然る上は日損水損御座候とも御断申上間敷候御

事、

一新田破損の儀、年々出来仕候とも自分より普請可仕

候、然る上は新田にて諸役御免被為成可被下候御事、

右の通御慈悲に被為仰付被下候はば難有可奉存候、

已上

延宝七年

未ノ三月八日

願主 大谷村 三郎右衛門
同村 五郎大夫

御奉行様

(裏書)

表書の通相違有之間敷者也、

申ノ三月

(京極甲斐守家末)

猪子三左衛門

西山久左衛門

猪子長兵衛

大谷村

庄屋

百姓中

同村

彦左衛門

同村

彦兵衛

同村

忠右衛門

同村

太郎大夫

同村

庄右衛門

同村

二郎右衛門

(3) 〔新田売買手付金請取状〕 伊原守氏藏

一札の事

一但馬国豊岡正法寺村新田

畝数合拾貳町五反 但、清九郎六反地共

右の田地四ツ三、畝数九町三反七畝拾五歩、其方に

永代に代銀六貫目に相究め売申候約束に付、此度為

手付銀、白銀五百目慥に請取申候、残て五貫五百目

相渡可申候へば、永代売渡申証文并御公儀様新田被

仰付候御墨付、水帳迄相渡し埒明可申候、為其一札、

如件、

貞享四年卯八月廿二日

(興正寺役人) 三井長藏

橋本宮内

戸牧村

伊右衛門殿

(三) 年貢免状

(1) 〔中郷村免状〕 八鹿町・円山川漁業協同組合蔵

定卯歳免相(元禄十二年)の事

気多郡

一 高四百七拾老石四斗七升老合 中郷村

内 訳

高六石三斗四升四合 屋舖

高拾石老斗四升 麻畑

内六石六斗三升五合 盛用捨御蔵下寺庄屋々敷

川成溝下土手下共

残り王(七)け

老石老斗九升六合 野畑成

此取大豆四斗老升九合 三ツ五分

八石六斗五升三合 定取

此取米八石六斗五升三合

高貳百六拾八石九斗貳升六合 田方

三拾八石三斗七升貳合 寺免許川成溝下土手下

川欠普請引地寅の川成

当卯の川かけ共

内拾石五斗七升 当卯の流に引

老 石 当毛損引

残り王(七)け

貳拾老石六斗九合 畑成

此取大豆六石四斗八升三合 三ツ

残り百九拾七石三斗七升五合

此取米百三拾八石老斗六升貳合 七ツ

高六拾老石七斗六升五合 市谷分田方

内貳石貳斗三升四合 川成石入共

残り五拾九石五斗三升老合

此取米三拾九石貳斗九升 六ツ六分

高百貳拾四石貳斗九升六合 畑方

四拾五石壹升貳合 川成溝下土手下川欠共

内 六斗 当卯の川欠に引

残り七拾八石六斗八升四合

此取大豆貳拾七石五斗三升九合 三ッ五分

一 高拾七石八斗五升八合 新瓮

内 貳斗 土手下川欠共引

残り王^まけ

此取米壹石壹斗八升七合 貳ッ七分

拾三石貳斗六升 畑方

此取大豆貳石九斗壹升七合 貳ッ貳分

取米大豆合貳百貳拾四石六斗五升

百八拾七石貳斗九升貳合 米

三拾七石三斗五升八合 大豆

外拾六石五斗四升壹合 夫米

外

一米四石八斗四升

山手

一 真綿壹貫四百七匁壹分 桑代

一 銀 三拾五匁 鮎川役

一 銀 三拾目 鱒川役

一 銀貳百八拾匁 鮎川役

一 銀貳拾壹匁壹分壹厘 糠藁代

右の通り相定上者庄屋惣百姓立合無甲乙令割符

極月十五日以前急度可致皆済者也、

元禄拾貳年 卯霜月十五日 村上左兵衛(松平伊賀守家来)

太田次郎太夫

加治安之進

佐治八右衛門

庄屋

惣百姓

(2) 「長谷村免状」 長谷区蔵

出石郡長谷村当御免相の事

世 一高三百五拾九石四斗壹升 田畠
近 百五拾石五斗五升六合 米

取

四石三斗壹升九合 大豆

外

拾壹石六斗壹升六合 夫米

同村新発

一高老石七斗四升 田畑

壹斗壹升九合 米

取 夫米なし

貳斗六升九合 大豆

同村沢分

一高百貳石貳斗四升 田畠

貳拾七石五升三合 米

取 夫米なし

貳升八合 大豆

右の通御年貢米大豆とも当霜月中可致皆済候、もし
百姓の内死失のもの有之候共、相残ものとして無滞
急度上納可仕もの也、

文久三癸亥年

(小出藏部察米)
斎藤寛藏

八月 日

右村

庄屋

年寄

惣百姓中

(3) 「祥雲寺村免状」 伊地智浅江氏藏

ア (正保二年)
酉年御取箇の事

本高貳百七拾五石四斗七升

一高貳百七拾五石六斗七升八合 (祥)
正雲寺村

此取百四石六斗七升九合 本高に三ツ八歩

右御年貢米極月十日以前可皆済、庄屋年寄小百姓不残

立会、此下札致被見当立毛上中下見分の通免割仕帳に

加判可仕置候、依怙聳肩仕免割於相違は庄屋年寄可為

曲事也、

勝田佐次右衛門

(祥) 正雲寺村

庄屋

正保弍年霜月廿三日

(京都代官) 五味金右衛門

庄屋

百姓

○同年、京極家の移封によってその領分に加えられた。

百姓中

○杉原氏断絶によって円山川東分が収公されたときのもの。

ウ 城崎郡祥雲寺村(享保十一年) 丙午歳物成の覚

一 高弍百七拾五石四斗七升 田畑屋敷共

イ 城崎郡の内、正雲寺村(寛文八年) 戊申歳物成覚

一 高弍百七拾五石四斗七升 田畑屋敷共

内七拾五石四斗弍升五合 永荒

六拾七石五斗九升六合 年々荒

残て弍百七石八斗七升四合

外に九斗八升三合 申年より毛付

此取百三拾九石九斗弍升壹合 高に五ツ七厘九毛

残弍百石四升五合 有高

一 高四石壹升八合 忠左衛門・庄右衛門 新田

此取百三拾六石三升壹合 有高六ツ八歩

此取壹石弍斗五合 三ツ

右の通庄屋百姓立合致算用極月廿日切に可遂皆済也、

一 高四石七斗弍升八合 新田

寛文八申十一月十五日 (京極伊勢守家来) 三浦孫兵衛

此取壹石四斗壹升八合 三ツ

世 一高式石式斗八升式合
近 此取六斗八升五合

還介(マゴ)

新田

三つ

一高式百七拾五石四斗七升 田畑屋敷

内六拾七石五斗九升六合 年々荒

一高式斗九升七合

新田

残式百七石八斗七升四合 毛付

此取壹斗四合

三つ五歩

此取百五拾式石三斗三升五合高五ツ五分三厘
毛付七ツ三分式厘八毛

ノ

右の通庄屋百姓中立合致算用、極月卅日限可遂皆済

一高拾壹石三斗式升五合 同所新田

此取

者也、

式斗九升七合

(京極甲斐守家米)
山崎孫助

此取壹斗壹升三合 三ツ八分式厘

津山新平

拾壹石式升八合

享保十一年歲十二月十五日

此取三石六斗六升式合 三ツ三分式厘壹毛

庄屋

取米ノ三石七斗七升五合 高三ツ三分三厘三毛

百姓中

取米合百五拾六石壹斗壹升 皆銀納

○祥雲寺村はこの年、京極家滅知によりその領分から離れるので、京極領下最後の物成の覚となる。

外

一銀三拾壹匁三分三厘 桑役綿百九拾五匁八分代
百目付銀拾六匁宛

一米壹石四斗壹升 山役

エ 但馬国城崎郡祥雲寺村未年免定の事 (享保十二年)

一米四升 楮役

一米耆石五合

茶役

一米耆斗式升五合七夕

刈畑役

一米四石七斗六升七合

口米

一銀九分四厘

口銀

一留山

耆ヶ所

右の通、従当未年酉年迄三ヶ年定免相究の条、村中大
小百姓并出作の者迄立会、無高下致免割、来る極月廿
日以前急度可皆済者也、

享保十二年未年十一月

(大坂代官)
平岡彦兵衛

祥雲寺村

庄屋百姓中

○享保十二年、旧京極領の一部が収公されて最初の免定であ
る。

(4)

〔祥雲寺村年貢皆済目録〕

伊地智浅江氏蔵

ア 享保十五戌御物成皆済御勘定目録

一 高式百八拾六石七斗九升五合

祥雲寺村

此取八拾耆石五斗六合

此取

式拾式石七斗七升五合

置刈代

五拾八石七斗三升耆合

銀納

此銀耆貫三百九匁七分

但耆石に付
式拾式匁三分

外

一 銀三拾耆匁三分三厘

綿百九拾五匁八分代

桑役綿百目に付銀拾六匁宛

一米耆石四斗耆升

山役

此銀三拾耆匁四分四厘

一米四升

楮役

此銀八分九厘

一米耆石五合

茶役

此銀式拾式匁四分耆厘

一米耆斗式升五合七夕

刈畑役

此銀貳匁八分

一米壹斗七升貳合

御伝馬宿入用

此銀三匁八分四厘

一米五斗七升四合

六尺給

此銀拾貳匁八分

一米銀四拾三匁

御藏前入用

一米貳石五斗貳升貳合

御口米

此銀六拾八匁八分五厘 但老石に付貳拾七匁三分

一銀九分四厘

御口銀

納合銀老貫五百貳拾八匁貳厘

右は去戌御物成并小物成納訊御勘定仕上、如此御座候

若相違の儀も御座候はば仕直し差上可申候、以上

享保十六年亥五月 城崎郡祥雲寺村

庄屋 藤兵衛

年寄 三郎左衛門

(裏書)

表書の通、去戌年御物成銀并小物成共納手形を以勘定被仕上、相違無之に付、裏書令印形候、若以来庄屋百姓出入申分於有之ば此勘定可為反故者也、

(作州代官) 保木左太郎手代

亥六月 狩野藤八

祥雲寺村

庄屋

年寄

惣百姓

イ 但馬国城崎郡祥雲寺村亥御年貢小物成并臨時物皆

濟目錄

一米七拾五石五斗三合 本新取米

一米貳石五斗八升七夕 小物成

一 丁銀三拾壹匁三分三厘 同断

丁銀七拾五匁式分九厘 小物成銀納

米拾九石七斗七升五合 (享保十五年) 戌置糶御払銀納

此 丁銀五百九匁式分壹厘 但 壹石に付 式拾五匁七分五厘

納合 米拾五石四斗壹升

丁銀貳貫百九拾五匁七分壹厘

右は去亥御年貢米銀小物成并口米銀臨時物共、書面の
通度々納小手形に引合令皆済候、此外小手形有之候共
可為反故者也、

享保十七年子五月

(生野代官)
(田) 庄太夫

右村 庄屋

年寄

惣百姓

(四) 田畑売買・質入

(1) 〔田畑売渡証文〕

小西 廻氏藏

四年切に本物に売渡し申、田畠の事

高合式石八斗八升六合五夕山林桑竹木共本物かえしに
売渡し申、代銀子四百目髓に請取、年々の御未進たつ
の年の御年貢其外、借銀借米方へ御納所申所実正也、
右書入申地の上に御座候桑木竹木共に四年を切、本物
かえしに売渡し申所実正明白也、(延宝七年)
(延宝八年) 未の年より申の年迄
の内に本銀四百目返弁仕り候はば、右のしち物此方へ
御かえし可被下候、若四年の内に請返し不申候はば、
右の田畠山林くわ木竹木共、永代其方へ御抱に可被成
候、其上はたとへ御国かえ御代官かわり何様の新敷事
出来仕候共、右売渡し申田畠桑木竹木に付、他人村中
は不及申に、我等子々孫々至迄も一言の子細御座有間
敷候、為其当村の庄屋うらはん、同年寄中加判仕、則
水帳共相渡し申上候、右のしち物に付、何方よりも借
銀借米少にてもかけ申間敷候、為後日証文如件、

延宝四年

かや村

たつノ十月廿三日

本人 小右衛門

同子 重三郎

同きやうたい 重兵衛

加陽村

七郎兵衛殿

まいる

年寄

同 惣兵衛

同 庄右衛門

同 喜左衛門

同 又左衛門

(裏書)

右おもて書の通相違有間敷者也、

右同日 加陽村庄屋

六郎兵衛

○江戸時代を通じて禁じられていた田畑売買(解除は明治五年二月)は実際は禁止しきれず、村役人立会の下で質入↓質流れ↓所有権移転という径路で売買され、幕末期には半ば公然化して地主や大商人による土地集積が進んだ。しかし、その場合でも年貢上納によるなどの売渡理由が記された。

(2) 「田畑売渡証文」 尼崎市・太田清子氏蔵

永々讓切渡田畑の事

ほりはた 一 中田 壹反四畝廿叁步 高壹石七斗六升四合

大門下 一 上田 五畝拾八步 高七斗貳升八合

同 一 上田 七畝十五步 高九斗七升五合

(中略)

道より上 一 下々田 四畝 高二斗

同 一 下々畑 十五步 高二升

中荒原 一 下田 壹石壹畝廿叁步 高八斗一升九合

其外山林田畑荒所迄、下ノ町分不残

價白銀四拾ノ目也、

右は此度大借に付、為返濟銀手宛書面(カ)の地所讓切渡し

代銀槌に受取申候処実正明白に御座候、然る上は自当

節貴殿御抱高に被成、御心儘御支配可被成候、但し御

年貢は下ノ町村々被為仰付候御免状の表并に諸役懸り

物等、御納所可被成候、因て此地所に付、如何様御取

計被成候ても、其時我等儀は勿論、子々孫々類中村中

に至る迄、一言の故障ケ間敷義申者無御座候、為其村

御役人中印形申受、尚類惣代・此度取締世話人一統・

百姓惣代・子方惣代、加判致相渡し候上は、毛頭相違

無御座候、為後日地所讓渡証文、仍て如件、

讓主

城崎郡九日下ノ町村

百姓

七郎左衛門

子方惣代

右同断

彦 七

右同断

佐 七

文政十年

亥三月日

取締世話人

豊岡河谷屋

長五郎

同樽屋

佐重郎

同絹屋

平四郎

同三木屋

彦左衛門

類惣代

九日下ノ町村

勘右衛門

同

豊岡油屋

市左衛門

下ノ町村

百姓惣代

彦 七

同年寄

治右衛門

同庄屋

勘右衛門

八鹿村

庄兵衛殿

○売主・七郎左衛門の姓は渡辺氏、時に大庄屋をつとめた。父は文章・書画をよくした渡辺竹庵。買主(西村)庄兵衛

には、姉おきせが嫁いでいた。

(五) 山 論

(1) 「畑上・飯谷両村山論訴訟状」 畑上区蔵

乍恐言上仕候

一但馬城崎郡畑上村百姓にて御座候、然る所畑上村飯谷村山の堺目は、(矢田峠)屋たとうけと申所みねきりにて、屋たとうけより北、へらい・みさびと申所にて畑上村の山にて御座候処に、寛永三年としに杉原伯耆守様御内山奉行明石勘之丞殿被仰付候は、みさび谷の内口はばち谷、おくは谷と切、西ひらいにて薪斗(ほかも)飯谷村のものと入相仕候(合)へと被仰付候、其時畑上村のものども申候は、前代より無御座候義何共迷惑に御座候と色々御理り申上候へ共、是非我にもらい分と勘之丞殿被仰付候より、無是非西ひらいにて薪斗こ

らせ申候所に、近年は切畑を仕、畑上村帳面の内荒地御座候を田に開、我まま候へ共、畑上村かぢけ在所の義にて御座候へは、御公儀様へ御理り可申上ちから無御座候故、唯今迄言上仕候御事、

一みさびと申谷へ畑上村田地御座候、飯谷村のもの切畑を仕、田地へ切畑より石をくずしこみ田地いたみ申に付、使をだし候て度々左様に理り理不尽成義何とて被申候と理り申候へとも、無抛承引仕候御事、一たかばちよりこばの尾通みねを切り、東の方は畑上分にて畑谷と申谷にて御座候、則畑上村高貳百石余の内、平内左衛門と申者田畑三拾石余かゝえ畑谷に居申候、屋敷あと御見分の御奉行衆御覽被成候へ共、飯谷村のもの理不尽と申候、則隣郷のもの存申候、其上山手ども御納所仕候御事、一飯谷村のもの去年より新儀にとうけを二ツ越、畑谷へみだれ入、切畑を仕、木を伐、やき払申に付、其

段畑上より使を立申候はは、去壬六月廿五日に飯谷村のもの村中ぢんまい^(す)仕、其返事に使を越申候様は、是非指留候はは明日昼より飯谷村のもの山へ出候間、其方よりも出合可有候、山にててから^(手)すくに可仕と申越候、畑上村は御公儀様へ御理りを申上、如何様共理非の義は次第に可仕候、うへなし成義は不罷成候と申、忝人も出合不申候御事、

一 今度両方目安指上いまた何共不被為仰付候内に、又候哉飯谷の者こじ谷に切畑仕候、則御見分の御奉行衆御覽被成候御事、

右の条々御慈悲に被為聞召分被下候は、ば難有奉存候、以上

承応三年午ノ七月吉日

小左衛門
与 助

小百姓中

(京都代官所)
御奉行様

(2) 「ほうが谷山論裁許状」 長谷区蔵

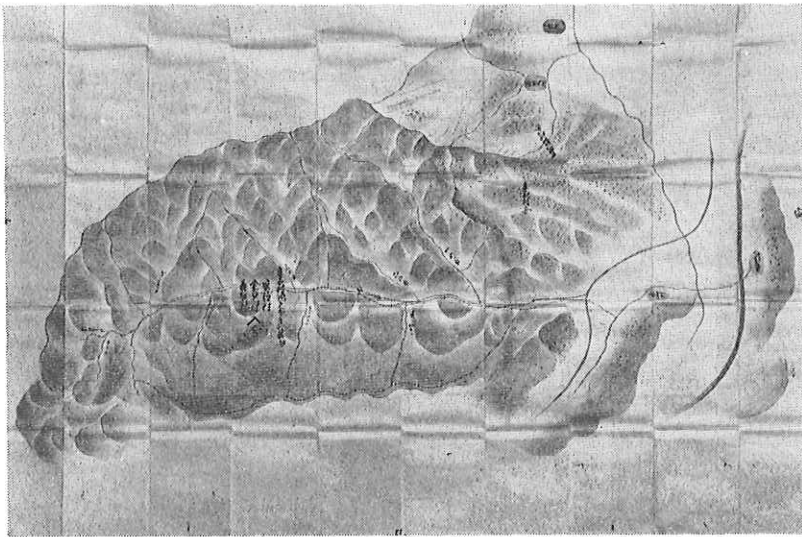
但馬国出石下郡倉見村・長谷村と同郡出石領立石村・香住村山論の事、長谷村・倉見村訴候は、ほうが谷山は立石村地元にて倉見・長谷両村入会候処、貞享四年香住村・立石村致一味、長谷・倉見・上鉢山三ヶ村入会妨候砌、地改、役人裁許の趣難心得に付、致難渋候、双方役人相對の上、致和睦、^(正徳五年)末の年迄入来候、然に今度立石・香住両村の者入会妨るの旨申候、立石・香住両村答候は、ほうが谷へ香住村の外入会の村無之処、寛文五年長谷村喜十郎論地にて薪採候節詮議の上、地改より長谷村入会の儀停止申付候、然に貞享四年倉見・上鉢山両村の者、長谷村へ加り、入会の由申立候へども証拠不相立、三ヶ村不可入旨、絵図裏書を以、地改役人迄裁許由申に付、絵図裏書迄点検処、長谷・倉見・上鉢山三ヶ村入会に申立、非分の謂不分明、立石村地改役人計印形有之条、双方役人得心の上、裁許に

世 近

て無之と相聞候、右文言末に双方の間に出置の条と有之、雖然、絵図立石村に致所持、裁許文言の写を相手村へ不遣候、且又寛文年中長谷村喜十郎論地にて薪採の立石村又次郎押留候段、長谷村慥入会証拠に申候、其節喜十郎・又次郎口論の意趣難決候、糺明の上貞享年中、地改裁許旁以難取用段、申披無之由、立石・香住兩村口上書差出候、上鉢山村百姓召出相尋^(候)處、先規は入会候へ共、右裁許已後三拾年已来入会候儀無之、今以入会の届無之由、先達て地改へ証文出置由申候、各評議の上、ほうが谷山、立石村地元にて香住・倉見・長谷三ヶ村可入会、上鉢山村入会候儀は可為勝手次第候、仍為後証裁許の趣、絵図迄裏書、各加印判、双方へ下置候間不可違失者也、

享保三年戊戌二月廿五日

大下野・伊伊勢・水伯耆・水因幡・大越前
中出雲・坪能登・土伊予・松対馬・安右京



ほうが谷絵図 (長谷区蔵)

○この山論は寛文五年不落着、貞享四年「喧嘩」を経て元禄二年十月、地元立石村の主張を認め他村の入会を禁じる裁許が行なわれていた。六九〇ページ参照。

○加印の十名は(勘定奉行) 大久保下野守忠位・伊勢伊勢守貞敷・水野伯耆守信房・水野因幡守忠順、(町奉行) 大岡越前守忠相・中山出雪守時春・坪内能登守定鑑、(寺社奉行) 土井伊予守利忠・松平対馬守近昭・安藤石京亮重行。

(3)

〔見発山山論和解証文〕

豊岡市立郷土資料館蔵
(安田弥左衛門氏旧蔵)

山論出入取扱済口証文の事

(久美浜代官)
真野四郎左衛門様御代官所但馬国城崎郡大篠岡村よ

り京極甲斐守様御領分同国同郡木内村へ相掛り字見発

山北平中腹より上秣場の儀に付、去卯六月八月及争論

候へ共、木内村の儀は御料分の郷の村方に付、御料木

内村を相手取久美浜御役所へ書附を以大篠岡村より訴

上候趣は前書見発山、東は香住・中谷村、西は木内村

南は駄坂村、北は一円大篠岡村にて、北平中腹より下

は同村腰林、上は前々より同村秣場に候所、いつの頃

よりか木内村より与風入会来、何となく入会の様に罷

成候へ共、大篠岡村秣に不足も無御座、隣郷の儀に付、

其通に仕置候処、拾九年以前明和二酉年志村新左衛門

様御代官所の節、右秣場の儀に付、及争論出入に罷成、

既に江戸表へ御差出に相成候へ共取扱に相成、其後は

入会の積相働き事済候所、又候此度地元大篠岡村の山

入を差留申候に付、事を好み候にては無御座候へ共、

右誠に利不尽其儘に難差置、第一秣場無御座候ては御

田地耕作に差支、御百姓相続難相成候間、古来の通木

内村入会不仕様被為仰付被下度段奉願上、依之御料木

内村被召出被為御吟味遂候所、御料木内村は右出入如

何様に相済候共子細無御座候段口書差上、依之久美浜

御役所より豊岡御役所へ御掛合に相成、豊岡於御役所

に御領分木内村御召出被為遂御吟味候所、右山北平中

腹より上秣場の儀は古来より木内村持の趣様に申立、

口書差上候へ共、双方申口計りにて証拠書物等も無之、

御取用難相成、此上双方於相募候は江戸表御奉行所へ御差出に可被為仰付より外無之、左様相成候ては近年來困窮別て寅卯兩年の凶作中右躰出入に取結候ては利(理)非は格別、双方村方及潰候儀に付、其段敷鋪奉存、久美浜より郡中惣代庄屋甚左衛門・城崎郡惣代森村庄屋卯左衛門・鎌田組惣代南谷村庄屋六右衛門・六方組會惣代駄坂村庄屋孫太夫、豊岡より九日村(市)大庄屋七郎左衛門・中町村庄屋市郎兵衛・小尾崎村庄屋善左衛門罷出、右出入一件取扱申度段双方御役所へ御届申上、右論所へ立会内検分上兩村へ利害申聞、双方得心の上及内濟候所、左の通、

一字見瓮山北平中腹大篠岡村腰林より上秣場、今般論所に相成候分、此度取扱人共兩村立会の上大積惣反別相改、右惣反別を兩村の御高に割合、別紙帳面請取の東西分地境の儀は頂上香住境より字岩節、少し東の方其下小山の頂へ見通、北の方畑際

石隈迄深三尺堀切上下見通三ヶ所に方示相立、右方示腐り候節は兩村立会の上立替之候積り、東は大篠岡村、西は木内村持と相定、銘々取分け致支配、向後入相(合)不仕、相互に境限に相働き、争論無之様可仕候事、

一 右秣場銘々持分相究り候として自分勝手を以、或は腰林を建出し又は焼畑等仕候ては夫丈秣場致不足、御田地耕作の差支に相成候儀に付、相互に我儘に取計申間敷候、尤御上様御益にも相成候儀か、又は格別村持に宜敷儀も候はば銘々御役所へ願上御差図を請可申事、

一 右山内に有来りの田畑(ナ)は都て入会持に候に付、論外の義にて是迄の通子細無御座候、併右田畑の地縁を以地先等と申立、秣場を林に取立、刈畑等に開候事相互に仕間鋪候、且又東の方大篠岡持の秣場の内に木内村瑞峰寺持の庵有之、此度も木内村

より右庵室の儀を申立候へ共、其儀計にては御取

用に難相成旨被仰付候に付、庵屋敷の分計り木内

村持にて大篠岡村秣場に相拘り不申候事、

右の通取扱候処双方得心の上和融及内済候、然上は

今般境の通相用、聊争論不仕、以後右一件に付、再

御役所様へ御願ケ間敷儀申上間鋪候、勿論隣村の儀

に付意趣遺恨等不差狹^(狭)陸敷可仕候、依之双方并取扱

人連印済口証文仍て如件、

真野四郎左衛門様御代官所

天明四辰年五月 但馬国城崎郡大篠岡村

訴訟方 庄屋 八郎左衛門

年寄 庄左衛門

同断 市右衛門

百姓代 吉左衛門

百姓小前惣代

孫次郎

同御代官所分郷

同国同郡木内村

相手方 庄屋 九郎右衛門

年寄 幸右衛門

百姓代 儀右衛門

京極甲斐守様領分郷

同国同郡木内村

同断 庄屋 次郎右衛門

年寄 市郎右衛門

百姓代 宇平治

同御領分

同国同郡九日村中ノ町

取扱人 庄屋 市郎兵衛

同断

同国同郡小尾崎村

同断 庄屋 善左衛門

同断

同国同郡(九日市下町村)九日村下ノ町

同断 大庄屋 七郎左衛門

真野四郎左衛門様御代官所

同国同郡駄坂村

同断 庄屋 孫次郎

同御代官所

同国同郡南谷村

同断 庄屋 六右衛門

同御代官所

同国同郡森村

同断 庄屋 卯左衛門

同御代官所

丹後国熊野郡

郡中惣代久美浜村

同断 庄屋 甚左衛門

大篠岡村

庄屋 八郎左衛門殿

年寄 庄左衛門殿

同断 市右衛門殿

百姓代 吉左衛門殿

百姓小前總代 孫次郎殿

○京極領木内村は享保十二年に一部が、文化三年からは全部が幕府領となった。見発山は現在、三開山と記す。

(4) 「出牢歎願書」 宝塚市・三宅隆治氏蔵

乍恐以書付奉願上候

一但馬国城崎郡江野村・伊賀谷村出入の儀に付、伊賀

谷村平右衛門儀段々心得違仕罷有、先達て両村御檢

地被為仰付候砌も彼是心得違儀は奉申上候に付、御

吟味申入牢(マ)被為仰付、親類村方は勿論、郡中一同奉

恐入候、恐多く奉存候御儀に御座候へ共、御慈悲を

以、此上少しも軽被為仰付被為下置候様奉願上候、

且又平右衛門義老衰の上、数日牢内に相慎罷有候に

付、気力相衰へ此節不快の様子にも相聞へ、歎敷奉

存候、一同御慈悲の御勘弁を以、出牢被為仰付、郷

宿出為之養生仕候様、被為仰付被為下置候はば一同

難有奉存候、右躰御願奉申上候段奉恐入候へ共、何

分にも御慈悲被為下置候はば重々難有奉存候、依之

郡中組々惣代連印書附を以、奉願上候、以上

但馬国城崎郡組惣代

寛政四子十月

法花寺村庄屋

九郎兵衛

大篠岡村庄屋

八良左衛門

森村庄屋

宇左衛門

滝村庄屋

次良右衛門

岩熊村庄屋

惣兵衛

瀬戸村庄屋

与三右衛門

宮井村庄屋

治右衛門

湯島村庄屋

宗七

久美浜

御役所

○このあと、平右衛門は隠岐島知夫里郡浦之郷に遠島となり、
現地で没した。

(5) 〔遠島赦免歎願書案〕 武田三郎氏藏

乍恐以書付奉願上候

一 当時御代官塩谷大四郎様御支配所但馬国城崎郡伊賀
(久美浜)

谷村百姓四郎左衛門并親類共一同奉願上候、私父平

右衛門儀先年庄屋役相勤罷在候処、寛政三亥年御代

官野村権九郎様御支配の節、隣村江野村より村境神

社附田畑山論の出入致し懸け、同四子年御代官元ノ

役三宅金太夫廻村仕吟味有之、父平右衛門義入牢被

申付、翌寛政五丑年十一月平右衛門儀は隠岐の島へ

遠島被仰付候、夫より九ヶ年目享和元酉年私弟弥蔵

儀奉願御聞濟の上、父の為介抱隠岐の島へ罷越候て

より当年拾貳ヶ年に罷成、最初父平右衛門遠島に罷

成候てよりは最早貳拾ヶ年に及び、当年八拾壹歳に

罷成候、極老人の儀何卒御慈悲を以、遠島御赦免被

仰付被下置候はば、私共打寄介抱仕於(古郷)、心能生

涯を為終度念願に御座候、当申年九月御公儀様御遠

忌御法事も被遊御座候様奉承知候、偏(レ)御慈悲を以

右の節父平右衛門遠島御赦免の儀并弟弥蔵一同帰村

仕候様、重て御執成の儀奉願上候、以上

御代官塩谷大四郎御支配所

但馬国城崎郡伊賀谷村

(文化八年)
年号

月 平右衛門伴 四郎左衛門

同 同弟 為右衛門

同郡何村

同兄 誰

同弟 誰

其外何の
統書入 誰

伊賀谷村組頭

誰

同年寄

同庄屋

誰

(寛永寺)
東叡山

御執頭中様

御役僧中様

右は上美濃紙に相認可然候、尤二枚三枚にても、のり継に致し御認候事、

(6) 「山論裁許並に検地帳下渡し請け証文」

宝塚市・三宅隆治氏蔵

差上申一札の事

当御代官所但馬国城崎郡江野村より同国伊賀谷村へ相掛候山論並出作出入、御吟味の上御伺被成下候処、今般松平伊豆守様依り御差図根岸肥前守様御下知の趣を以て、左の通御裁許被仰渡候、

一 大空山ひらくりの尾、高まこ山峰を境、江野村地元にて入会札山無紛間、以来伊賀谷村外四ヶ村も山札を以て入会、田畑の内伊賀谷村にて所持いたし候分は出作地と相心得可申旨、御裁許被仰渡候、

一 江野村・伊賀谷村御検地相済、御勘定所へ御伺の上、御検地帳式冊・御見取反別帳式冊被成御渡下請取候、

然る上は右御極高（きぶだむ）の通、相心得、御年貢諸役無滞急度上納可仕旨被仰渡候、

右の通、今般御裁許被仰渡一同承知奉畏候、若相背候はば御科可被仰付候、依之地元并入会五ヶ村連印御請証文差上申処如件、

寛政五癸丑十一月 但馬国城崎郡伊賀谷村兼帯庄

屋

宮井村庄屋 次右衛門

湯島村庄屋 宗 七

江野村庄屋 五郎左衛門

年 寄 儀右衛門

同 断 藤兵衛

百姓代 次左衛門

伊賀谷村百姓惣代 太郎右衛門

清 六

岩熊村庄屋・年寄・百姓代

右惣代 庄屋 惣兵衛

新堂村庄屋・年寄・百姓代

右惣代 庄屋 与兵衛

滝村庄屋・年寄・百姓代

右惣代 庄屋 次郎右衛門

森津村庄屋・年寄・百姓代

右惣代 庄屋 利右衛門

(久美浜代官)
野村権九郎様

御役所

(7) 〔山論裁決検地帳〕 伊賀谷区蔵

(表紙)

寛政五年

田畑名寄帳

但馬国城崎郡

丑十二月

伊賀谷村

但馬国城崎郡

伊賀谷村

一高九拾六石七斗六升七合

此反別拾町壹反五畝九歩

此訊

(中略)

右は天明年中^(六年)丙午年より江野村と山論出入に付、地所分明に難分り 御代官野村権九郎様田畑一筆限り御検地被為 仰付、御改の上、御水帳御渡し被為遊候に付、大小の百姓入作の者迄一同奉拜見仕、御水帳の通名寄帳仕候処相違無御座候、然る所地所より甲乙有之旱損悪地場所には、山畑見取小物成を以助合、御年貢皆済可仕候様、今般一同相究め申候、然る上は当山畑見取場の儀に付、以後争論無之様可仕候、為後日村役人惣百姓連判仕候処、仍て如件、

寛政五年丑十二月 同村兼帯

(下略)

滝村庄屋
治郎右衛門
伊賀谷村年寄
太郎右衛門
百姓代
常次郎

4 漁業

(一) 漁村の規定

(1) 〔漁村規定書〕 城崎町・秦 忠雄氏藏

規定書の事

一 津居山村取締方の儀、村内五人組の内より太郎右衛門・六郎兵衛・喜兵衛・嘉右衛門・伊兵衛・又三郎、右の者共を村方立会と相定、村役人へ差添、万端取計可申候、若無抛子細も有之、村中相談不致候て不叶儀は其品々により可及相談事には候へ共、右の通

取究候上は村役人は勿論立会の者共成丈の儀は引受相談仕、実意正路を以取計可申候事、

一 村内親掛のもの共儀、是迄若者仲間と株を立有之候故、自然と我儘増長致し終には故障差起り候儀も有之に付、此度若者仲間相談申候、然る上は近所内或は朋友たり共仲間杯と拵物事申工(たくら)み候儀決て不仕、親々の意に随ひ家業第一に相心得、聊以不身持の儀為仕間敷事、

附(つぎ)り 親掛の者其他所他国へ出候共、がさつ成儀

は勿論言分ヶ間敷儀決て不仕、仮令他所にて

喧嘩口論の場へ出候共、寄附(よりつき)不申候様敷敷

申付候上は家主の者にては別て此旨相心得、

聊故障不差起様心掛可申候事、

一 漁方差配の儀、漁船十一組に相分け一組舵取者人宛都合十一人の者共引受、餌取其外共万端差配可仕候事、

世 近

一問屋仲間客船入津の節は夫々究等も有之、仲間内故

障可有之筋には無御座候へ共、此度規定相改、則問

屋中規定書取替し置候上は、以来入船の度に船荷物

取捌の儀聊故障無之候事、

右規定の通村中一同急度相守可申候、然る上は以来何

事に不寄、村御役人中并立会衆中御取計の儀少しも相

背申間敷候、依之村中連印差出申所如件、

文政六未年八月

小前連中

庄屋 平 三 殿

年寄 又右衛門 殿

百姓代 九郎兵衛 殿

立合 太郎右衛門 殿

〃 六郎兵衛 殿

〃 喜 兵 衛 殿

〃 嘉 兵 衛 殿

〃 嘉右衛門 殿

〃 伊 兵 衛 殿

〃 又 三 郎 殿

前書の通規定仕候上は小前末々迄急度相守可申儀相違

無御座候へ共、尚又私共平日無油断心に附、不取締に

不相成様可仕、勿論私共引受万端於取斗候には私の趣

意を不舎、専ら実意を尽し村中相治め可申候、万一此

末村内心得違の者有之、各方被及御聞候儀も有之候は

ば早速御役所へ御届被下候ても少しも申分無御座候、

依之継添印形差出申所如件、

津居山村
立会

又三郎

未八月

伊兵衛

〃 嘉右衛門

〃 喜兵衛

〃 六郎兵衛

〃 太郎右衛門

百姓代 九郎兵衛

久美浜

年寄 又右衛門

庄屋 平 三

稲葉六郎右衛門殿

山本甚左衛門 殿

今西七郎兵衛 殿

嘉兵衛 殿

(二) 漁獲・漁法・漁場争論 (江戸前期)

(1) 〔瀬戸村一件仲裁文書〕 (明暦二年)

(2) 〔気比・小島両村網引場争論裁許状〕

(寛文十三年)

(3) 〔津居山・瀬戸両村と小島村漁場争論裁許状〕

(宝永二年)

○江戸時代前期の漁業争論例。寛保元年の『律令要略』の中の「魚狐海川境論」には「磯狐は地付き、根付き次第也。」

沖は入会」と定められているが、江戸前期には後ヶ島は瀬戸・津居山両村の入会と見られ、「漁場争い」ならぬ「漁獲争い」が見られる。(2)(3)のような漁法・漁場の争いも珍しくなかった。江戸全期を通じての他の例は『港村誌』参照。

(1) 〔瀬戸村一件仲裁文書〕 瀬戸区蔵

瀬戸村津居山村出入あつかい申事

一 のちが島(後ヶ)の儀、先給領のごとく、

一 ちよどの畑の事、前々のごとく、

一 同所にうけの道具薪諸事、瀬戸村よりつみ申候事、

前々のごとく、

一 のちが島(徳)にて瀬戸村(徳)のろ津居山村へ取申事、是も昔

よりかやう成れい無之候間、ろの儀、右のごとく、

のちが島にて瀬戸村へ渡し可申事、

一 津居山村より鯛(鯛)のえにあまめ取申事も前々のごとく、

右の趣何も加判者共立合、両村へ一見仕あつかい

申所実正也、為後日如此候、以上

明曆貳年申ノ

十一月十七日

氣比村

庄右衛門

戸島村

三郎太夫

湯島村

平右衛門

小島村

弥右衛門

今津村

次郎兵衛

氣比村

左近太夫

もゝ島(桃村)

左衛門

相渡申一札の事

津居山区蔵

一 今般氣比村と小島村と網ひき場の儀に付出入有之、

御公義(儀)様へ双方罷出対問仕候処に、則被仰付候は朔

日・二日・三日・六日・七日・八日・十一日・十二

日・十三日・十六日・十七日・十八日・廿一日・廿

二日・廿三日・廿六日・廿七日・廿八日は氣比村の

網ひき番に被仰付候、但小の月廿八日は氣比村の可

為不足候、

同四日・五日・九日・十日・十四日・十五日・十

九日・廿日・廿四日・廿五日・廿九日・晦日は小島

村の網ひき番に被仰付候、

右の通末代迄無相違、氣比浜・はごの浜兩所ともに被

仰付候間、無違背可相守候、為其御公義(儀)様より以御意

を我々四人の判形相渡申証文如件、

宮島村大庄屋

(2) 〔氣比・小島兩村網引場争論裁許状〕

寛文十三年

利右衛門富盛

丑ノ四月廿一日

一日市村大庄屋

徳兵衛

津居山村庄屋

平三

田結村 庄屋

五左衛門

小島村庄屋百姓中

(3) 〔津居山・瀬戸両村と小島村就漁場争論裁

許状〕 瀬戸区蔵

(箱書)

京極甲斐守様御裁許状

壱通

津居山・瀬戸両村と小島村就漁場争論裁許

小島村与三右衛門(元禄十五年(一六五九))去る午年沖繩の漁船を拵、新法に獵

仕に付、瀬戸津居山より訴之故、令糺明の処小島村新

法に決着、則令停止の処其後不相止、剩至当春に小島

村次左衛門又壱艘拵、式艘を以沖獵仕、両村の獵場を

妨申故、二月廿七日津居山村よりから島が鼻にて指留

申処、小島より数艘押出、津居山船を小島迄引上、津

居山の者共を散々に打擲仕候由、津居山・瀬戸両村よ

り訴之、依之宝永二年乙酉三月九日三ヶ村の輩召出及

対決僉議の処、小島村より申は丹後湊村朝日の者共へ

頼候て彼獵場にて獵仕候故、全瀬戸・津居山の獵場を

妨不申由、雖相断、何等の証明も無之、其上丹後浦に

て但馬者の獵可為致道理無之候、加之先年の裁許を不

用、今度の放将彼是以不届千万に付、小島村庄屋九左

衛門并右の与三右衛門・次左衛門共に手錠を打せ置候

へ共、今日令宥免候、向後弥以沖獵は令禁止畢、全違

犯仕間鋪者也、仍裁許如件、

近 宝永二乙酉四月朔日

和(稱)九郎右衛門

木(下)勘兵衛

津居山村

瀬戸村

小島村

各村中

(京極甲斐守家来)
逸(息)与惣

(三) 津居山村・瀬戸村漁業争論(江戸後期)

- (1) [手繰網漁争論濟口証文] (文化十二年)
- (2) [津居山村不法差留願] (文政五年)
- (3) [不法差留請求反論状] (文政五年)
- (4) [網漁差留御免願] (文政五年)
- (5) [濟口証文] (文政六年)
- (6) [手繰網漁期規定取替状] (文政十三年)

(1) [手繰網漁争論濟口証文] 瀬戸区蔵

相渡申一札の事

一 此度城崎郡津居山村より其村へ相掛手繰網稼方津居山村釣漁の差障りに相成候趣御訴訟奉申上候に付、双方御召出、追々御糺の上江戸表御差出にも相成候趣に付、左様相成候ては諸入用等相掛、双方難渋の儀気の毒に存、銘々共内済に立入双方承り糺候所、両村共御運上相納候儀に付、瀬戸村手繰網稼差留候謂無之、勿論御運上の御趣意にも相掛候儀に付、銘々共より難取究め候へ共隣村殊に組合内の儀に付、下済挨拶を以、後ヶ島より冲合を見通し北西の方船

○ 江戸時代後期の例。後期に入ると進歩する漁法上の争論が続くが、結局は沿岸・磯辺漁業が主となる狭少な漁区が主因であることは前期と変わりがない。訴訟延引による網漁禁止もたらず難渋ぶりもうかがえて興味深い。明治に入っても抗争は深刻化する。関連史料は『港村誌』参照。

教に不抱年内勝手次第に相稼、右より東南の方年分の内三月・四月両月船数十七艘相働き可申段、及挨拶に候所、右にては瀬戸村渡世難相成段達て被申出、至極尤の儀には存候へ共、前文の通江戸御差出にも相成候ては双方難渋、殊更隣村の儀不和の基にも相成候段敷^(わ)敷、右取扱の趣精々申談し五ヶ年の間相稼見可被申、其内外漁存付も有之候はば是又相始可被申、実に渡世難相成儀被申出候はば其節此書付の趣意を以内済破談いたし、此度為取替置候濟口一札可為反古候間、元の姿にいたし相返可申候、然る上は瀬戸村・津居山村右両村の内より御役所へ被願出候義有之、銘々共御召出にも相成候はば此度の始末申上、瀬戸村越度無之様取計可申候、尤右の趣にては御役所表当時御間済無之儀に付、双方得心の趣濟口一札奉差上候に付、為其取扱人連印別紙一札相渡候処仍て如件、

取扱人

久美浜郷宿 与三右衛門

文化十式年

同断

今津村庄屋 惣兵衛

亥十月

同断

桃島村庄屋 忠右衛門

同断

湯島村庄屋 七右衛門

同断

久美浜庄屋 山本甚左衛門

瀬戸村年寄 四郎左衛門殿

百姓代 幸左衛門 殿

小前惣代 与市左衛門殿

(2) 「津居山村不法差留願」 瀬戸区蔵

乍恐口上書以奉申上候

一 当月廿三日津居山村より瀬戸村地先沖合手繰網引場所へ新規に蛸繩海中へ入置、瀬戸村漁業差支へ相成候様理不尽に仕候へ共、御吟味中の御儀故穩便に致置候処、又々昨廿五日沖俣^(標カ。深標)にて船元理平太、漁師に罷出候者理三七・小左衛門・清兵衛、船元長次郎船

にて平太右衛門・藤四郎・五三太、網船式艘罷出候
処、津居山村漁船數艘罷出、式艘分の網奪取候へ共
多勢故無抛相渡し罷歸り申候、右村多人数故得斗難
見定候へ共、人数の内吉郎兵衛・平吉・直藏三人の
者は見知御座候、

右の通りの我儘不法の村方に候へ共、論中の御事故、
当村にては漁師小前共へ申付、穩便差控へ罷在候、
乍併此上捨置候ては右様の村方猶々不法仕候も難計、
奉恐入候へ共、書付を以御届け奉申上候、以上

文政五年正月

但馬国城崎郡瀬戸村

百姓代 孫左衛門

年寄 与一左衛門

庄屋 平右衛門

久美浜

御役所

〔港村誌〕登載

(3) 〔不法差留請求反論状〕 瀬戸区藏

乍恐以書附申上候

一私共村方の者共当春蛸縄入候に付、瀬戸村より御訴
訟奉申上候は、蛸縄の義津居山村新規に相企、網漁
差障に相成候趣奉申上候段、今般被仰附奉承知候、
新規稼採と申す訳のはへ縄にては無御座、鯛縄釣餌
いか・鯛の類に御座候故、冬春の内は鯛相用候へ共、
鯛払底の節は当年に不限蛸縄入にて釣餌に相用申候、
勿論瀬戸村網漁相稼候場所にては無之、遙灘(はるな)にては
へ置候繩に御座候、瀬戸村并出石領田久日村も罷出
合、蛸縄入候儀に御座候へば網漁に差障り候儀は決
て無御座、全く偽りの義実に差障り候事に候へば瀬
戸村に蛸縄入候筈無之哉奉存候間、右の趣御賢察被
為成下度段奉申上候処、猶又情々(情々)御利害被為仰附候
に付得斗勘弁仕候処、縦網漁稼候場所と隔り候ても
御吟味中に右牀論外の儀、彼是申事候ては奉恐入候

御儀^(C)御座候間、去冬入会稼に被仰付候場所にては右

蛸縄だけは論中会積可仕奉存候へ共、瀬戸村より津

居山村新法の儀相働候杯様々申立候義に御座候へば

此度会積を以論中遠慮仕候ても相手方の者共津居山

村法外の義相働候故、右様にも被仰附候杯と心得違

仕候ては趣意違に相成、甚以迷惑奉存候、全御上様

御利害重く御座候故、乍難渋会積を以差控可申奉存

候間、此段瀬戸村心得違不仕候様、得斗被為仰附度

奉願上候、其外色々企を以難事を仕掛け候様子に相

見へ私共村方一同心配仕罷在候、乍恐尚又論中瀬戸

村の者共心得違不仕候様被仰付被成下置度奉願上候、

依之村役人小前惣代連印書附奉差上候、以上

但馬国城崎郡津居山村

小前惣代 五郎助

文政五年閏正月

同断 又三郎

百姓代 九郎兵衛

年寄 又右衛門

庄屋 太郎右衛門

久美浜

御役所

(4) 〔網漁差留御免願〕 瀬戸区蔵

乍恐以書附奉願上候

一瀬戸村・津居山村両村出入一件の儀、先達て双方御

呼出の上始末御取調被仰附、口書印形関東へ御伺の

段被為仰渡、一同難有奉畏候、無程御下知可被仰附

御儀に御座候処、^(代官平岡多兵衛転任)今般御場所替被為蒙仰、右に付て

は御下知の御沙汰御延引にも相成可申やの段、漁業

の者一同難渋罷在候、先達ても御歎奉申上候通網稼

第一の場所御差留め被仰附、其節極難渋の始末押て

御願奉申上儀に候へ共御利解重、^(理)無抛奉御請候儀其

世近

日稼の漁師共極難渋の趣村役人共へ度々相歎候故、

奉忍入候へ共網漁御差留めの儀御免被仰付、是迄の

通漁業仕候様に御慈悲の御勘弁を以被仰附被為下候

はば小前漁師一同難有仕合に奉存候、依之村役人并

漁師惣代連印を以御願奉申上候、以上

但馬国城崎郡瀬戸村

漁師惣代 久右衛門

” 佐兵衛

” 長次郎

” 仲右衛門

” 助右衛門

” 長四郎

” 庄三郎

” 孫兵衛

” 庄左衛門

” 又三郎

” 新右衛門

” 小右衛門

” 三右衛門

百姓代 孫左衛門

年寄 与一左衛門

庄屋 平右衛門

久美浜

御役所

(5) 〔濟口証文〕 瀬戸区藏

乍恐奉指上濟口証文の事

一但馬国城崎郡津居山村より同郡瀬戸村相手取、手繰

網稼方の儀去々巳年中先御支配平岡彦兵衛様御役所

へ御訴訟申上、双方御吟味中去年御場所替に付当

御役所へ御引渡に相成、追々御吟味中に御座候処隣

村合出入立候儀氣の毒に存、取喫人立入内濟為致度

御日延奉願上、双方得斗掛合候処右出入の儀去る亥年中津居山村より瀬戸村へ相掛り御訴申上候は相手方の者共新規手繰網相稼訴訟方釣漁の差障に相成候段品々申上、相手瀬戸村にては右手繰網新規の稼には無之段品々申争ひ、右御吟味中噺人立入瀬戸村手繰網稼場の義字後ヶ島より北西の方船数に不拘年内勝手に相働可申、右後ヶ島より東南の方船数拾七艘年分の内三月・四月両月相働可申、其余手繰網船立入申間敷、相互にがさつケ間敷儀決て不致、睦く稼可致管同年十月中和談内済いたし候処、其節双方共噺人へ掛合置候儀も有之趣にて行違より事発り去々巳年御出訴仕候始末に相成候儀にて右行違の儀は双方より扱人貰請、此度相改得斗和融熟談相整候趣、左の通御座候、

一 瀬戸村手繰網働場の儀、別紙絵図面の通字後ヶ島よ

り北西の方船数に不拘年内勝手に相働可申事、
一 右後ヶ島より東の方瀬戸村働方の儀年分の内正月・二月・三月右三ヶ月船数拾式艘に限り相働き可申事、
前書の通相改規定いたし事済仕候上は右手繰網の外諸漁是迄両村共仕来の通相働、新規の障致間敷、勿論於沖合漁稼入会に相稼候節互に了簡いたし合、差障に不相成様可致、以来弥和順いたし双方共がさつケ間敷儀仕間敷段、双方納得和熟内済仕候、全く御上様御威光を以事済仕、則規定書双方へ為取替、一同難有仕合奉存候、殊更隣村の儀万事睦く漁業出精相続仕候様御仁恵を以、重御利害難有奉承知候上は此度取扱趣意双方共聊申分無御座候、依之絵図面相添訴答並取噺人連印済口証文奉指上候、何卒右和融内済の趣御間済被下置候様一同奉願上候、以上

但馬国城崎郡津居山村

近世

文政六未年三月

訴訟方

庄屋

太郎右衛門

年寄

又右衛門

百姓代

九郎兵衛

小前惣代(おぎざい)仁兵衛(にへい)類(るい)に付代

治兵衛

同断

又兵衛

〃

五郎助

瀬戸村

庄屋

平右衛門

年寄

与一左衛門

百姓代

孫左衛門

小前惣代

三右衛門

同

小右衛門

取唆人

同国二方郡浜坂村

年寄

新兵衛

同断

丹後国中郡新治村

庄屋

治左衛門

久美浜

御役所

右の通御役所へ差上事済仕候に付、為後年の、写
為取替申処如件、

津居山村

小前惣代

治兵衛

文政六未年三月

同断

又兵衛

〃

五郎助

百姓代

九郎兵衛

年寄

又右衛門

庄屋

太郎右衛門

取唆人

浜坂村年寄

新右衛門

同断

新治村庄屋 治左衛門

瀬戸村庄屋 平右衛門殿

年寄 与一左衛門殿

百姓代 孫左衛門殿

小前惣代 三右衛門殿

同断 小右衛門殿

〔港村誌〕登載

(6) 〔手繰網漁期規定取替状〕 瀬戸区蔵

(付紙)

春分閏月有之年は正・二の閏月に候へば
 但し 三月迄四ヶ月後ヶ島東の方瀬戸村手繰網
 可相稼、尤三月閏の節は閏月の分半月可
 相稼候事、

右は今般、瀬戸・津居山両村村役人並に取扱人一

同立会規定取極候に付、附紙調印を以両村取替の書
 如件、

津居山村

庄屋 平三

年寄 藤右衛門

文政十三寅年 百姓代 源左衛門

閏三月 小前惣代 与左衛門

同断 五郎助

取扱人 新治村庄屋

治左衛門

同断 浜坂村年寄

新左衛門

瀬戸村 庄屋 与惣治殿

年寄 惣左衛門殿

百姓代 四郎兵衛殿

小前惣代 久右衛門殿

同断 長四郎殿

○この取替状は、文政六年三月の(5)「済口証文」の但し書の形式で移動日の不備事項を追加したものである。

津居山村庄屋 六郎兵衛

年寄 惣兵衛

百姓代 次郎右衛門

(四) 流れ鯨一件

久美浜御役所

(1) 「鯨引寄候支配書付」 瀬戸区蔵

(表紙)

寛政五年

鯨引寄候支配書付

丑二月 庄屋 六郎兵衛

乍恐書付を以御注進奉申上候

一 当村漁師共昨昼九ツ時より浜稼に罷出候所、雨降前成候故帰り候節、凡三里斗沖にて切流の鯨見付、漁船相繫漕懸り候所、折節出汐強候故、漸く寅ノ下刻当村下磯へ引付申候、依之御注進奉申上候、以上

寛政五年丑二月十三日

右の通御注進申上候、尤浜に出戻りがけに鯨見付け候はば書上げ申候へ共、右鯨の義は十二日の朝、瀬戸村のかんこ鯛くみに出候処、鯨見付け少々切取の由、其沙汰を聞、村中相談の上、沖繩十二艘出船致、十二日の七ツ時分引懸り其夜の明け七ツ時迄に長磯へ引付け申候、十三日の朝六ツ時に当村前に引付申候、

一 鯨見分御役人、(久美浜代官)野村権九郎様御手代

山岡惣四郎様

広石巻右衛門様

矢口次郎蔵様
右三人、十三日七ツ時に御出、宿は新(あたらし)や平蔵方に御

逗留、翌十四日朝、次郎藏様久美浜へ御帰り、

御廻状写

一十四日朝、御役人御兩人番所へ御出被成、鯨切揚げ

候を御見分、右鯨番所の前浜へ切上げ申候、

城崎郡津居山村切流鯨引寄候に付、其村々望の者有之
ば右津居山村へ罷越見届け候上、望人は小前老人別に
入札相談、明十四日八ツ時迄の内、御役所へ持参可致
候、此廻状村下割付印形致、急々順に相廻し留り村よ
り可相返候、以上

鯨目方書上げ候控

覚

(中略)

野村権九郎手代

但三十一切

矢口次郎藏

千三百九拾貫匁

丑二月十三日

広石卷右衛門

右の通、鯨目方御改の通相違無御座候、以上

山岡惣四郎

丑二月十四日

津居山村

瀬戸村

庄屋 六郎兵衛

田結村

小島村

年寄 惣兵衛

気比村

桃島村

百姓代 次郎右衛門

湯島村

山岡宗四郎殿

(中略)

広石卷右衛門殿

十五日久美浜御使宿にて入札、

(中略)

鯨売払并遺物何々

一 鯨正味三千百六拾貫目 売物の目方

代銀

右は別紙売帳有、

外に

一 六百九拾九貫匁 村中働人貳百三十三人

但老人に付三貫匁づつわけ取、

一 百廿六貫匁 沖繩十八艘仕入元へ遣候、

但當村九艘、罷出村九艘、

但老艘七貫匁づつ

進上物

一 五拾貫匁 たい村 一 拾貫匁 けい村

一 十貫匁 せと村 一 十貫匁 小島村

一 十貫匁 田久日村 一 十貫匁 宇井村(巳)

一 十貫匁 朝日村 一 十貫匁 蒲井村

一 十貫匁 久美 糒や 市郎右衛門・糒や 浅七

糒や 喜兵衛 ・宿 友七

一 九百六十五貫匁

惣目方 四千百廿五貫匁也

一 錢貳貫四百目 但九十四匁錢也、村方より庄屋預、

(中略)

覚

一 銀三貫六百五拾目 鯨御払代

内訳

銀三百六拾五匁 御上納

銀三貫貳百八拾五匁 村中へ被為下置候、

右は流鯨御払代銀書面の通被為下置、村中一同難有奉

存候、小前無甲乙割合仕奉請取候、依之村中連印書付

指上げ申候、以上

津居山村中

寛政五年

惣連印

丑七月八日

庄屋 六郎兵衛

年寄 惣兵衛

百姓代 次郎右衛門

野村権九郎様

御役所

○津居山村の記録には、別に文化九年二月及び文政七年三月にも同様の記載がある。なお、ここに引用したものは『港村誌』中から再録。

(五) 川 漁 (鮭罩^よ)

『鮭漁沿革誌』大磯村鮭罩^よ会舎による。

- (1) 〔鮭網運上救免願〕享保十二年
- (2) 〔鮭罩設置願〕宝暦十年
- (3) 〔鮭罩差留願〕文化二年
- (4) 〔鮭罩差留願反論状〕文化二年
- (5) 〔鮭罩差留訴訟覚書〕文化二年
- (6) 〔大磯村高物成覚書〕嘉永七年

(7) 〔鮭罩猟独占保証書〕万延元年

(8) 〔通船妨害排除願〕文久元年

(9) 〔通船妨害排除願返答書〕文久元年

○鮭罩漁法は川を横切つて罩を張るので、鮭の溯行と通船を妨げたため、上流域の漁師・舟運業者との利害が対立することが多かった。大磯村の罩が特に上流域の加陽村他、気多郡諸村との争論に結びついた所以である。

(1) 〔鮭網運上救免願〕

乍恐奉願上口上ノ覚

城崎郡大磯村惣百姓共ニテ御座候、

一 大磯村川網役米五斗御上納仕、其上為鮭網代ト從御先代御引渡シノ御帳面、而鮭拾尺^(尾)此代銀六拾目指上申候処ニ川筋悪敷罷成二十ヶ年余鮭一尺モ得取上不申候義御当地御役人様方御存知被為遊候、然ル処ニ御運上銀年々六拾目宛指上至極迷惑奉仕候、乍恐五味備前守様御時代ニハ鮭御運上ト申義無御座候、右

川網役米五斗ニテ古来ヨリ相済申候処ニ其後鮭網御
運上被仰付迷惑奉仕候、恐多ク奉存候へ共此度御引
渡シノ御帳面御改メノ御時節、右ノ御運上銀ハ御帳
面御消シ御渡シ被為遊被為下候様ニ奉願上候御事、
右ノ通り御慈悲ノ御了簡ニテ被為聞召、分米五斗
切ニ被為仰付、鮭御運上御救免被為遊被為下候ハ、
偏ニ難有奉存候、以上

享保十二年

大磯村

惣百姓共

未正月

同村年寄

喜右衛門

同村庄屋

五郎右衛門

上

(2) 〔鮭罟設置願〕

乍恐奉願上口上ノ覚

一 当村鮭川ノ義凡四十年余モ出石領中ノ鄉村ノ者共
へ預置仕候処、不埒成筋御座候ニ付、川筋場所取戻

シ則チ村中ヨリ網拵へ去ル九月初旬古来ヨリ働キ来
リ候女代前^(神世)ノ場所網引候へハ出石領清冷寺村卯左衛
門妨ゲ申ニ付、度々及詰開キ、内々卯左衛門理不尽
ニ網破リ候へバ何卒内済ニ相成候様ニ勸弁仕候へバ
下々ニテ埒明キ不申、無是非出石御役所へ及出訴申
候処、再度大勢御呼寄永々逗留仕候処、卯左衛門ト
対決一応モ不被仰付、剩御役人様方ト詰開ノ旨趣ニ
テ筋立不申、月迫ニ帰在仕候程ノ仕合、村方難波乍
其上当春早々ニテ御願罷越シ候覚悟ニ御座候へ共、
右ノ訳ニ付、去ル暮ヨリ村方不和合ノ筋出来仕候へ
バ路料等手支指控居申内、無程秋分ニモ罷成候へバ
網拵等モ仕度奉存候へ共、右女代前ニモ専一ノ場所
訊立不申テハ残数ヶ所ノ川場所ト懸合申程ノ場所右
躰ニ御座候へバ外ニ致方無御座候、乍恐奉願願仕候
へバ御領分ノ内今森村渡シ下、九日中ノ町下ニテ鮭
罟一ヶ所被為仰付候へバ魚ヲ湛へ鮭獵仕度奉存候、

尤モ往来舟ノ義ハ晩暮合ヨリ朝日ノ出ル迄通船差留

メ候義ニ候ヘバ無抛、舟ハ相對ヲ以テ通船為致、舟

往来妨不申様ニ取斗可申候、乍恐御慈悲ヲ以テ御免

被為仰付候ヘバ生々世々難有奉存上候、

右ノ通り宜敷御執成被仰上、願ノ通り被為仰付候ハバ

偏難有奉存上候、以上

大磯村庄屋

宝曆十辰七月

五郎右衛門

大庄屋 良右衛門殿

孫四郎

吉左衛門

弥右衛門

新規鮭罾仕、従古来ノ漁獵妨候出入

当御領分城崎郡大磯村

漁師中

同庄屋

彦左衛門

私共義往古ヨリ領主ヘ川運上銀差上漁獵ヲ以テ渡世仕、

第一鮭漁重ニ仕、正鮭多分運上仕、一ニ罾ヲ打留、

川株二十五軒ノ者共家業ニ仕来リ申候、然ル処宝暦年

中ヨリ御領分城崎郡大磯村漁師中古来無之鮭罾新規ニ

打留メ私シ共家業ニ相障リ迷惑仕候ニ付、其節早速御

訴話可奉申上ノ処、其砌ハ当時ト違ヒ川モ深ク殊ニ砂

川ノ義、罾モ難持、第一新規ノ事故諸通船差障リ等有之、

(3) 〔鮭罾差留願〕

乍恐奉訴話仕口上ノ覚

仙石越前守領分

気多郡中ノ鄉村

漁師惣代

駢^{たしむ}ニ罩張切無之程ノ登鮭モ有之、私共可也ニ渡世モ相
 成候ニ付、御隣領ノ義ト申^七御双方御上様へ奉掛御苦勞
 候段奉恐入、且ハ前文奉申上候通り川漁ヲ以テ渡世仕
 候其日暮ノ難渋モノニ御座候へバ聊ノ失墜ヲモ相厭ヒ、
 旁以テ見合セ罷在候内、追々川並モ違ヒ淺瀬ニ相成候
 ニ付、近年ハ昼夜共嚴敷、罩打留メ、一向登リ鮭無、之
 年増ニ難渋ニ罷成、二十五軒ノ漁師八軒モ及絶家ニ候、
 仕合ニ御座候、依テ近來大磯へ罷越シ何卒如前々ノ氣
 多川登リ鮭有之、銘々共家業相統相成候様ニ厚ク勘弁
 被下度旨及懸合ニ候処、庄屋彦左衛門殿被申候ハ新規
 ノ罩ニテ候へ共当村家業ニ致シ罷在候義故、難相止メ
 旨被申聞候ニ付、下懸合ニテハ家業相統渡世ノ致方モ
 無御座、此方ニ御座候へバ追々難渋弥増シ妻子等及活
 命、如何様ニモ渡世可仕手段無之様ニ罷成候事眼前ノ
 義ト奉存候、不得止事今般御願奉申上候、元來鮭ノ義
 ハ川上石多キノ場所ニ子ヲ産付ケ候者ニ御座候故、何

国ニテモ川下ニ罩場ハ無之義、則チ当国ノ義モ先規当
 村ヨリ川下へ鮭罩無御座候、大磯村ノ義古來引網獵場
 ニ御座候処、川下至テノ砂川ニ新規罩打留メ氣多川登
 リ鮭無數ニ相成候段、銘々難渋ハ勿論ノ義全ク国産減
 少仕候次第甚ダ以テ歎ケ敷奉存上候、尤モ年來等閑ニ
 仕置、今更御願奉申上候段奉恐入候へ共、前文段々奉
 申上候仕合、家業ニ離レ渡世致方無御座、当惑至極仕
 候、何卒御慈悲ヲ以テ大磯村新規罩相止メ候様被為仰
 付被成下候ハ銘々家業相統モ可仕、廣大ノ御厚志難有
 仕合ニ奉存候、何分ニモ御慈悲ノ程偏ニ奉願上候、以
 上

中ノ鄉村漁師惣代

孫四郎

文化二年丑九月

吉左衛門

弥右衛門

豊岡御役所

表書ノ通り訴出候間下々ニ於テ不相濟ハ来ル十三日迄
ニ通答書差出可者也、
(返)

九月八日

奉行

(4) 〔鮭罫差留願反論狀〕

乍恐奉差上候口上ノ覚

一 仙石越前守様御領分氣多郡中ノ郷村弥右衛門・吉左
衛門・孫四郎ヨリ願書差上候ニ付、返答書被為仰付
奉畏候、

一 大磯村鮭胤ノ義、往古ヨリ川御運上・鮭御運上奉指
上仕来候義ニ御座候、元来水場所ノ故、年中川ヲ働
キ渡世仕候ヘバ鮭罫ノ義モ古来ヨリ仕候ヘ共、年々
川ノ模様ニ取計、鮭胤仕候義ニ御座候ヲ宝曆年中ヨ
リ始メ候様被申上候ヘ共、其頃清冷寺村ト獵場ノ義

ニ付及入割候ヘ共、筋立不申候故、其節ヨリ、又候、
罫相企候故新規ト被申上候ヘ共、川ノ瀬ノ模様ニ取
計候事ニ御座候、前文奉申上候通り水場所故、胤ノ
義ヲ渡世ニ仕候義ニ候ヘバ罫ノ義相止メ候テハ村方
一統難渋仕候、何卒御慈悲ヲ以テ有来リノ通り被為
仰付被成下候様奉願上候御事、
右ノ通り(よろし)宜間シ被召、訳被為下候様偏奉願上候、以上

胤師惣代

幸七

文化二年丑九月

利兵衛

庄屋

彦左衛門

御奉行様

(5) 〔鮭罫差留訴訟覚書〕

覚書ノ控

一 往古ヨリ大磯村罩網ノ義ハ仕来リ候処ニ文化元子ノ
秋、気多郡中ノ郷村ヨリ漁師中ヨリノ使トシテ当村
庄屋彦左衛門へ網人へ掛合度願ニ参リ候節ノ事書記
ス、

一 子十一月十五日、気多郡中ノ郷村漁師中ヨリノ使ト
シテ市右衛門・清八参リ当村網仲間へ願筋掛合ニ及
度由申候、夫申候ハ中ノ郷村漁師何卒取続様ニ相願
申度由願候へ共、庄屋彦左衛門答此節網仲間内野
出・他出何角留守ニ候間、来ル廿日迄ニ申入度由申
聞候処早速帰リ申候也、

一 又候、廿日中ノ郷村孫四郎・吉右衛門・弥右衛門此
三人当時獵師仕候者ニテ御座候由申参リ、網仲間中
へ掛合仕度由相願候へ共、庄屋答テ申候ハ網仲間ヨ
リ申置候ハ当村獵ノ義ハ是迄家業ニ致シ候へバ難相
止由通答致候、右三人ハ何卒御願誥度由申候へ共、
庄屋答候ハ右ノ趣ニ候由申誥候処罷帰リ候也、

一 丑ノ九月八日、庄屋彦左衛門町宿ニ寄合ニ罷出候処、
大庄屋加藤三左衛門様大磯村庄屋へ用事ト被仰、早
速大庄屋様御座敷へ参リ候処、気多郡中ノ郷村川人
ヨリ願書差上候、大磯村へハ是迄ニ何ノ沙汰モ無之
哉ト御尋ニ付、庄屋申上候ハ一通リ承リ候、右願書
ノ趣来ル十九日迄ニ返答書差上候様ニ被仰付、急ギ
帰リ村中寄合致候事、

一 九日、不定日故寄合相談致不申候也、

一 十日、相談致ス、

一 十一日、昼ヨリ相談、下書ヲ作掛ケ、

一 十二日・十三日ニ中ノ郷ノ願書写置也、

一 十四日ニ右ノ通答書晚七ツ時分迄ニ相認メ大庄屋所
へ差上申候、極御内分ニテ去ル御方様ヨリ下書頂載
致シ都合三通有之候事、

一 十八日ハツ過ニ御奉行様ヨリ印人弥左衛門・文治・
庄屋御召出シ明十九日四ツ時ト御座候、別ニ御書添

へ大庄屋様ヨリ五ツ後ニ町宿へ成共、小尾崎へ成共、出張ノ趣申参リ早速大庄屋所へ御受ケ参ルナリ、

一十九日朝五ツ後ニ弥左衛門・文治召連レ小尾崎へ罷

出候処、大庄屋様御出被遊、御供仕、町宿へ出申候、

四ツ後ニ大庄屋様御供仕、御白洲へ罷出候次第、御

上座ニ御奉行様・御大目附様・御免方様御二人・小

頭様・下目附様・同心御二人、御白洲へ中ノ郷村印

人三人ニ五町名主鍋屋又右衛門殿并ニ郷宿堂孫屋、

大磯村印人二人・庄屋・大庄屋様一統ニ御召出シ兩

御免方様右兩方ノ願書御読聞セ被遊、一旦相済、人

留リニ差控申候、後シテ中ノ郷村御召出シ御奉行様

ヨリ被仰候へ大磯村ノ義へ往古ヨリ罩網共ニ致来リ

願書ノ通リ是迄二重ニ運上差上候上へ大磯村へハ得

相止メ難ク候間、左ノ通りニ相心得、且ツ出石御役

所へ申遣ス也ト被仰付、名主又右衛門へ(返)通答書相渡

シ被遊、差控申候由承リ候記ス、

夫レヨリ大磯村御召出シ被遊、気多郡中ノ郷村漁師

共へ返答書ノ趣申付候、大磯村ハ古来ヨリ二重ノ御

運上差上候上ハ是迄ノ通りニ相働キ候様ニ被仰付、

早速町宿へ大庄屋様御供仕、差控申候也、

一廿日、一統悦、当時網人又網株立寄御神酒上ケ祝申

候也、

一十月九日、御礼被仰付、相済ノ御礼左ノ通り廻り申

候覚

当村漁師惣代

文化二年丑九月 日

文 治

弥左衛門

庄屋 彦左衛門

大庄屋 加藤三左衛門様

(尾つかわせ)
老尺遣

御奉行

小林丹解様

鮭式尺遣

近 世

御大目附

岡 登 様

御免方

竹島五左衛門様

同

神矢安八様

小 頭

沖野喜右衛門様

鮭式尺遣

下目附

四方清蔵様

同 心

竹内源蔵様

同

相坂源兵衛様

以上御八人

猶宝曆年中清冷寺村卯左衛門出入書記ハ五郎右衛門宅

ヘ有之トノ事及聞候、尤モ証文規定書等市左衛門方預

置アリ、左記ス、

覚

一中ノ郷ヨリノ願書

老冊

一大磯村ヨリノ返答書写

老冊

一入用小枚帳

老冊

(大磯村)
当村鮭株人数ノ覚

利兵衛

太郎左衛門

四郎兵衛

彦兵衛

彦左衛門

庄左衛門

三郎兵衛

此時入用銀少々有之、一株ニ拾五匁式歩五厘宛割合出銀仕候也、

ノ拾九株

弥七 義兵衛

又兵衛

吉郎右衛門

権治郎

五郎兵衛

五郎右衛門

与三左衛門

文治

市左衛門

弥左衛門

吉右衛門

嘉左衛門

(6) 〔大磯村高物成覚書〕

城崎郡大磯村甲寅年高物成ノ覚

一 高式百參拾石老斗七升八合

田畑屋敷共

此内訳

(中略)

外小物成

一米 老升五合

茶役

一同 五斗

網役

一同 參斗

山役

ノ 八斗老升五合

一 銀 參百拾式匁七分式厘

桑役口銀共

一同 六拾匁

鮭役

ノ 參百七拾式匁七分式厘

右ノ通り庄屋百姓中起合致算用、来ル晦日限り可遂皆済者也、

嘉永七年十一月

勝田小八郎

庄屋

小頭 尾形仁平殿ヨリ

百姓中

(8) 〔通船妨害排除願〕

御免状多分有之候へドモ略ス、

乍恐以書付奉願上候

(7) 〔鮭罟獵独占保証書〕

御奉行様田村源之進様ノ役中蒙仰

大磯村鮭仲間網人

并ニ網漁師共へ

居村鮭罟打留メ取払候マデ伏村網漁師ノモノ(たもと)譬御家中

ヨリ御願ニテ罷出候節タリ共、波止場ヨリ上罟有場迄

網入候義ハ不相成候事、

但シ御用ノ節ハ別段ノ事、

居村網漁師ノ者ハ在来ノ通り御家中ヨリ御願ノ節ハ罷

出可申候事、

万延元年庚申十月

当御支配所但州気多郡中ノ鄉村・引野村・上石村・芝

村・土淵村・加陽村・伏村、右七ヶ村船惣代土淵村六

郎兵衛奉願上候、私シ共気多川ヨリ豊岡川筋従来船稼

渡世仕罷在候処、年分ノ内当月ハ船稼第一ノ月ニテ

右七ヶ村ヨリ川口津居山港迄里数五里余有之、朝八ッ

時出船、豊岡ニテ朝七ッ時頃ニ相成、来日村ニテハ明

六ッ時頃ニ罷成り、夫レヨリ津居山港ニテ塩船積仕、

登リノ義ニ付、引船ニテ日帰り積戻り来リ申候、然ル

処右川筋京極飛驒守御陣屋許(元)但州豊岡京口町船渡シ場

少シ川下中へ杭打並べ縄網張詰、鮭罟ト唱フ右御領分

大磯村ヨリ魚漁仕来リ、於夜中魚漁者共定番致居候へ

共、前書ノ通り道迄朝七ッ時前ニモ通船仕来リ候処、

当年ハ夜明ケニ相成リ夜中内ハ一向船通シ不申、右ニテハ豊岡ヨリ四里川下モ津居山港ニテ塩積仕、日帰り不相成、一日逗留ニ相成、難渋至極仕候、右ハ船共難渋ノミニ無之、気多郡・養父郡・朝来郡三郡自然不融通差支ニ相成、且当御支配所右中ノ郷村ニ於テ川筋ノ義ハ通船差支不相成趣、川端へ船通附置キ御料・御私領ノ無差別、昼夜相通リ候義ニテ前書大磯村漁場モ前々ヨリ同様ノ義ニ有之候間、定通り夜中通船差支不相成様、魚漁ノ者共へ申付呉候様、大磯村役人へ申出候へ共一向取用不申、最早下方ニテ致シ方無之、差掛リ難渋当惑仕候ニ付、奉恐入候へ共何卒厚キ御慈悲ヲ以テ定ノ通り無差支通船相成、制規ノ義不致様飛驒守様御役所へ御掛合被成下度奉願上候、依テ隣村庄屋連印以書付、乍恐右ノ段奉願上候、

但州気多郡中ノ郷村

外六ヶ村船持惣代

文久元酉十月

土淵村船持

六郎兵衛

差添

引野村庄屋

甚太夫

同所(気多郡)加陽村庄屋

仁平治

生野御役所

(9) 〔通船妨害排除願返答書〕

差上申口上書

鮭罫通船ノ義、暮六ツ時ヨリ(明カ)晚六ツ時迄差留メ来リ候

へ共、前々ヨリ申伝へ一統承リ居候処、近年ノ処猥リニ相成居候様相心得、当年ヨリ前々通り取計候処、先頃何方ノ船共不相知曉七ツ前ニ通船致シ候故差留メ申

世 候処、津居山村へ塩差積参り候趣ニテ右ニ付生野御役
所へ御掛合ニ相成候趣ヲ以テ御取調被仰付、何共奉恐

御小頭

尾形仁兵衛様

近 入候、尤モ仲間者共少々心得違ノ義モ有之、以後ハ近
格通り通船無差支為致可申候、尤モ大磯村鮭罟ノ義ハ
先規ヨリ御公儀御献上鮭取来リ申候義ニ御座候へ共、
中ノ郷村鮭魚ノ例ニモ相成不申候哉ニ奉存候、鮭魚ハ
多分夜明ケ方ニ上リ申候ニ付、鮭罟通船ノ節ハ川上下
櫓權上ゲ通り具候様仕候へバ、近格通り通船為致船往
来差支無之様可仕候御事、

網仲間惣代

彦兵衛

同

文久元年西十月 日 庄左衛門

年 寄

彦左衛門

庄屋